

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成9年2月20日	不動産番号	0600000513788
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	河内郡河内町大字立伏字カケストヤ			余白	
	宇都宮市立伏町字カケストヤ			平成19年3月31日変更 平成19年4月19日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
739番109	宅地	330	84	739番1から分筆 〔昭和53年12月2日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月20日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和56年1月19日 第2112号	原因 昭和55年12月18日寄付 所有者 河 内 郡 河 内 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月20日
2	所有権移転	平成20年2月29日 第8673号	原因 平成19年3月31日合併による権利承 継 所有者 宇 都 宮 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年12月11日

宇都宮地方務局

登記官

中山 要 次 郎

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D26140 (4/5)

